

お知らせ

無料法律相談会 について

高知県司法書士会では、無料法律相談会（予約制）を開催しています。

相続や遺言のこと、仕事のこと、借金の問題、訪問販売や家賃の滞納といった日常生活のトラブルに関することなど、様々なご相談に司法書士がお答えします。是非ご利用ください。

▼開催日

- ・毎週土曜日
13時～17時
- ・毎週水曜日
18時30分～20時

（多重債務・成年後見相談）

※土曜日15時以降及び多重債務相談は法テラス法律扶助相談（資力要件あり）です。

▼場所

高知県司法書士会館

（高知市越前町2-6-25）

■予約・問い合わせ

高知県司法書士会総合相談センター

☎825-3143

お知らせ

無料法律相談会 について

高知弁護士会では、後見・相続・遺言に関する無料法律相談会（予約不要）を開催します。

▼日時

4月18日（土）
10時～16時

▼受付時間

9時30分～15時30分

▼場所

高知市文化プラザかるぽーと
2階小ホール

（高知市九反田2-1）

▼相談内容

後見・相続・遺言

▼方法

面談相談

▼相談時間

30分

■問い合わせ

高知弁護士会
☎872-0324

お知らせ

無料法律相談会 について

高知地方・家庭裁判所では、5月1日から始まる憲法週間の行事の一環として、無料法律相談会（予約不要）を開催します。

▼日時

5月12日（火）
13時～17時

▼受付時間

12時30分～15時

▼場所

高知共済会館3階
（高知市本町5-3-20）

▼共催

高知弁護士会、高知地方検察庁、高知地方法務局、高知地方・家庭裁判所

■問い合わせ

高知地方・家庭裁判所事務局総務課庶務係
☎822-0576

募集

「いの町地域づくり推進事業」を募集します

▼募集の趣旨

町の歴史、伝統、文化、産業などの地域資源をいかし、独創的、個性的な地域づくりを推進するための事業を実施する町内の団体に予算の範囲内で補助金を交付します。

▼募集期間

4月1日（水）～
4月17日（金）

▼補助対象団体

町民又は町内に居住する者が主体となって運営されている団体

▼補助対象事業

団体が自主的に行い、地域づくりに結びつく次に掲げる事業

- (1)人材育成のための事業
- (2)伝統・文化継承のための事業
- (3)地場産業育成のための事業
- (4)コミュニティ育成のための事業
- (5)その他、地域づくりに関し町長が特に必要と認めた事業

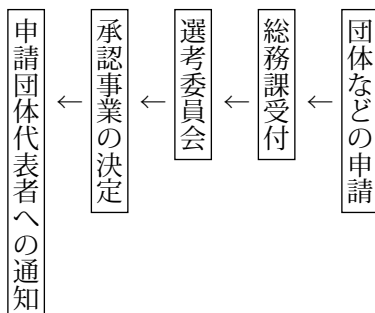
※国、県の補助対象事業、施設整備などのハード事業及び視察・大会などへの参加を主たる目的とした事業は対象となりません。

補助対象経費
事業の実施に要する経費 ※団体の構成員に対する人件費、謝金及び飲食に係る経費は対象となりません。

▼事業承認申請

補助金の交付を受けようとする場合は、事業承認申請書の提出が必要です。提出された申請事業の内容を選考委員会で審査し、承認事業を決定します。

申請から決定までの流れ



■問い合わせ

総務課

☎893-1113

ニュース

お知らせ

募集